

監 事 の 意 見 書

農業保険法第53条第1項の規定により令和3年5月17日理事より提出された令和2年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和3年6月10日

埼玉県農業共済組合

代表監事	丸 岡 隆 男
監 事	小 島 保
監 事	野 村 三 男